

広島県教育委員会教育長告示第九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定によって、広島県立歴史博物館（頼山陽史跡資料館を除く。）の入館料徴収事務を次のとおり委託した。

令和四年十一月十四日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

委託を受けた者	名 称	有限会社マツウラ
	住 所	福山市光南町一丁目六番一 六号
委託した年月日 (委託期間)		令和四年三月一五日 (令和四年四月一日〜 令和七年三月三一日)